

水道だより

2013年4月
Vol. 13

編集
発行

和歌山市水道局経営管理部水道総務課
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
TEL.073-435-1124/FAX.073-435-1280

和歌山市水道局ホームページ <http://www.wakayamashi-suido.jp/>



写真:紀の川源流(奈良県吉野郡川上村)
提供:森と水の源流館

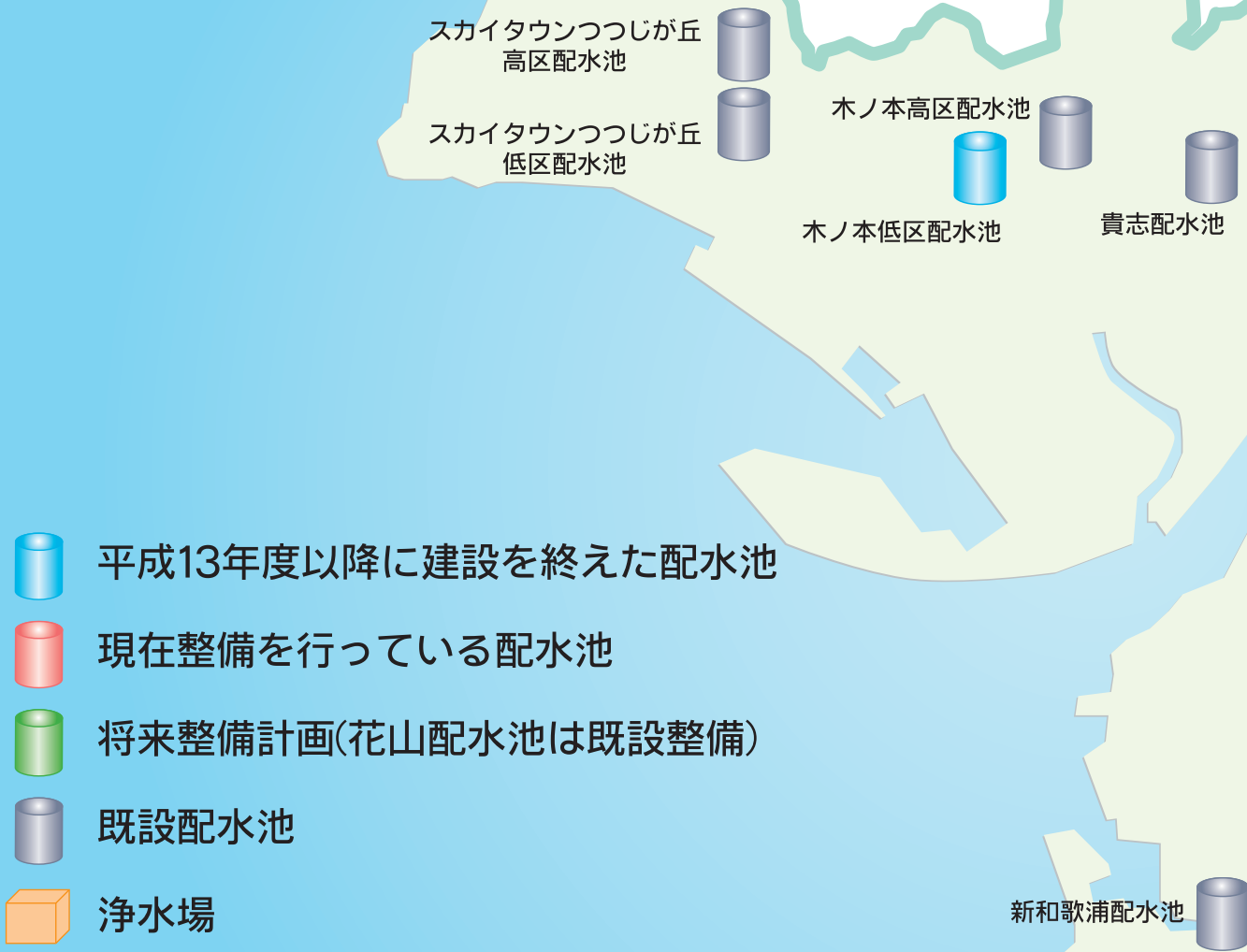


和歌山市水道局

地震等の災害時にお

～給水拠点と

和歌山市は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることな
す。その一環として、「水道施設の地震対策」、「地震等の災害時の飲料水
池の整備に取り組んでいます。また、基幹配水池に関連する配水管の耐震



「配水池整備に
期待する効果！」

- ①地震時の飲料水貯留量の増量
- ②地震災害時の給水拠点の確保
- ③通常時、配水池として給水サービスの向上

ける飲料水の確保!

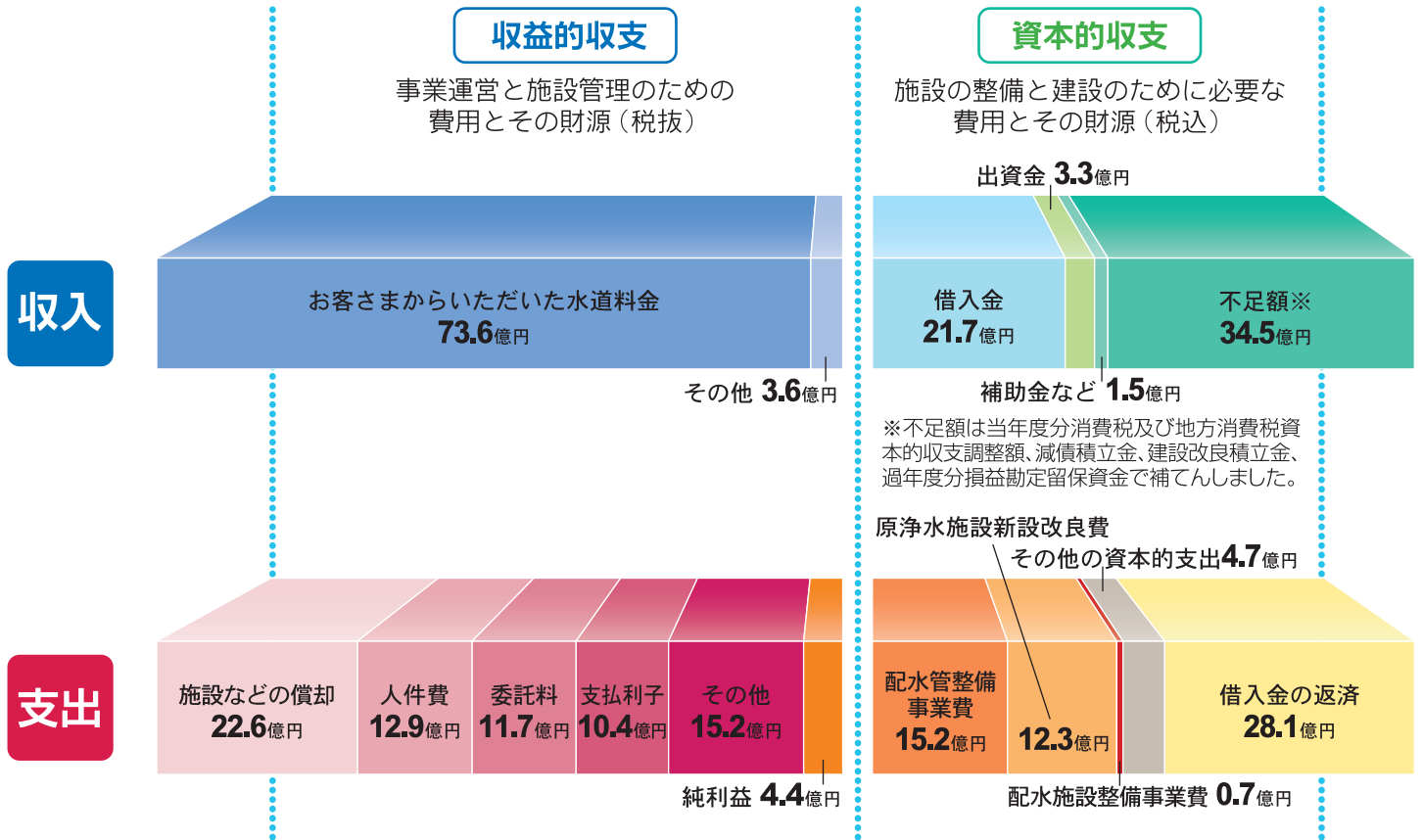
なる配水池～

どから、和歌山市水道局では、地震等災害に備えて様々な対策を行っていま確保」及び「緊急時給水拠点の確保」を図るため、平成13年度から基幹配水整備も進めています。



配水池整備計画の状況	平成24年度(見込)		8年間 12%アップ	平成32年度(目標)	
	箇所数	18か所		20か所	
容量	90,369m ³	101,559m ³			

平成23年度 水道事業決算について



貸借対照表及び損益計算書については、水道局ホームページ等に掲載しています。

財政基盤の強化に努めます

和歌山市水道局では、平成22年度から3か年にわたり、5%以上の高金利債について、繰上償還（一部借換えを含む。）を行い、利子負担の軽減を図っています。

平成23年度では、水道事業会計・工業用水道事業会計併せて7億9,359万円の繰上償還を行い、2億1,254万円の利子負担の軽減を図りました。

繰上償還実施額

会計名	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(見込み)	合計
水道事業会計		15億1,000万円	6億6,284万円	7億 524万円	28億7,808万円
工業用水道事業会計		1億5,773万円	1億3,075万円	1億5,009万円	4億3,857万円
合計		16億6,773万円	7億9,359万円	8億5,533万円	33億1,665万円

繰上償還による利子負担軽減額

会計名	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(見込み)	合計
水道事業会計		3億7,611万円	1億8,832万円	1億3,166万円	6億9,609万円
工業用水道事業会計		3,676万円	2,422万円	3,040万円	9,138万円
合計		4億1,287万円	2億1,254万円	1億6,206万円	7億8,747万円

※記載金額は万単位未満を四捨五入しています。

和歌山市水道局では、将来にわたり安全で安定した水道水を提供するため、災害対策や施設更新に伴う整備に取り組んでいます。今後もこうした整備を行ううえで、経営の健全化に努めていきます。

より安全で、より上質な水道水をご利用いただくために

和歌山市水道局では、いつでも安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、水源である紀の川から蛇口まで一貫した水質管理を行っています。

水質基準

水道水には50項目の水質基準が水道法で定められており、各浄水場と市内12か所の給水栓で水質検査を実施しています。

水質管理目標設定項目

水質基準以外にも、水質管理上留意すべき項目が定められており、和歌山市水道局では、消毒剤として使用していない二酸化塩素を除く26項目について水質検査を実施しています。

毎日検査

水道法に基づき「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の確認検査を市内28か所の給水栓で毎日実施しています。

紀の川水質調査

水道の水源としている紀の川の水質動向を迅速に把握するため、和歌山市から紀の川上流の奈良県吉野郡大淀町までの水質調査を行っています。

さらに、流域の他の水道事業者と連携をとり、原水の水質変化により早い対応ができるよう情報の交換を行っています。



水質検査の実施



市内での採水の様子

水質検査結果と毎日検査結果は「水質年報」及び水道局ホームページで公表しています。

水質年報の閲覧

和歌山市総務部総務課及び和歌山市民図書館

水道局ホームページ

<http://www.wakayamashi-suido.jp/>

お問い合わせ先

水質試験課 TEL073-471-6950

水道の漏水調査にご協力お願いします

和歌山市水道局では、限りある水資源の有効活用や道路陥没による事故の未然防止のため、水道管の漏水調査を実施しています。主に、漏水調査は騒音が少なくなる深夜に漏水探知機を使って路上調査を行い、漏水の疑いのある場合は後日確認作業を実施します。なお、調査員は、和歌山市水道局が発行する証明書を携帯しています。ご不審な点などがございましたら、担当課までご連絡ください。作業へのご理解とご協力をお願いします。

音聴棒（おんちようぼう）という長い金属棒と漏水探知機を使い、地下の水道管で漏水がないか調査します。



漏水探知機を使った音聴調査



お問い合わせ先

維持管理課

(平日) TEL073-435-1131

(夜間・休日) TEL073-432-0038

直結給水(直圧式・増圧式)の適用範囲について

配水管の水圧のみを利用した直結直圧式給水は5階までの建物が適用範囲となります。

また、中高層建物等への給水方式として、給水管に設置した増圧装置により配水管の水圧不足分を増圧して利用する直結増圧式給水では10階程度までの建物が適用範囲となります。

3階建物以上の直結給水については、周辺配水管及び水圧状況などの適用条件(4・5階の直結直圧式給水については増圧装置設置場所の確保などが必要となります。)がありますので、詳しくは給水課(TEL073-435-1128)までお問い合わせ下さい。

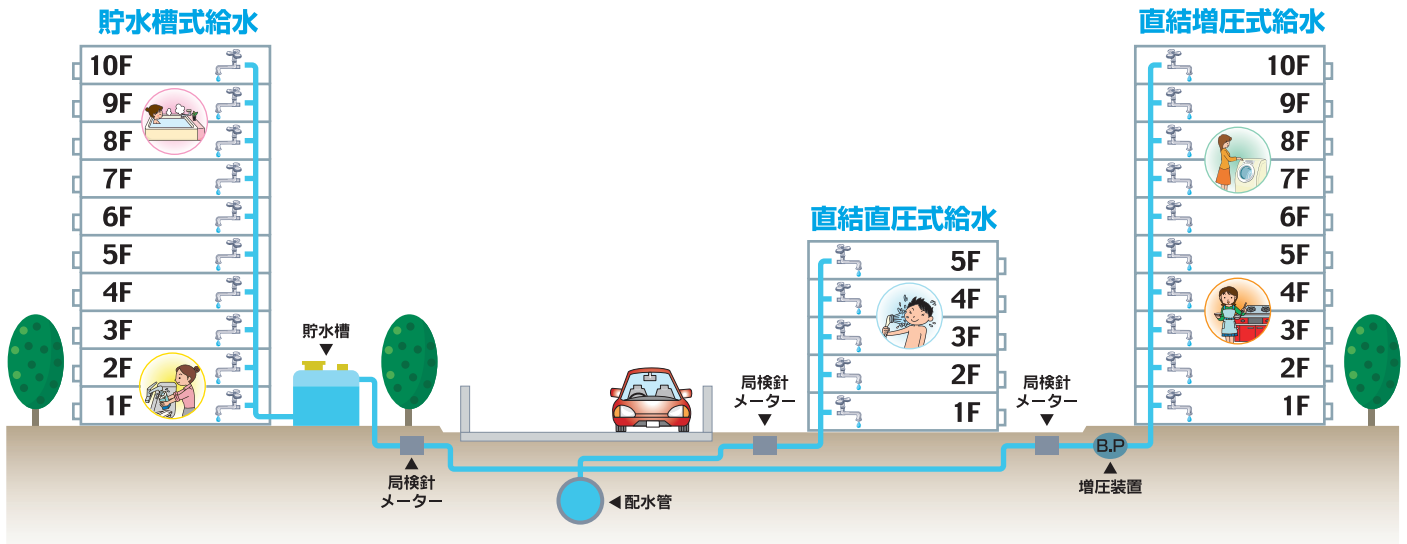
- 水道工事の施工及び見積りは、本市指定給水装置工事業者に依頼してください。
(本市指定給水装置工事業者一覧ホームページ<http://www.wakayamashi-suido.jp/index7.htm>)
- 工事費用(増圧装置の設置含む)は、お客様の負担になります。

貯水槽給水のメリット

断水時や震災時にも貯水槽に貯留されている水が確保できます。

直結給水のメリット

- 貯水槽の点検や清掃が不要です。
- 貯水槽がないため、より新鮮な水を利用できます。
- 配水管の圧力を利用するため、ポンプ稼動に要する電力が不要または削減できます。
- 貯水槽の設置が不要のためスペースの有効利用が図れます。



貯水槽水道を適正に管理しましょう!!

ビルやマンションまたは家庭で水道水をいったん受水槽に貯めて、そこから各蛇口に水を送って利用する施設を「貯水槽水道」といい、設置者(所有者)に管理責任があります。

受水槽の維持管理を怠ると、水質が劣化するなど衛生上の問題が発生します。受水槽の適正な管理をお願いします。

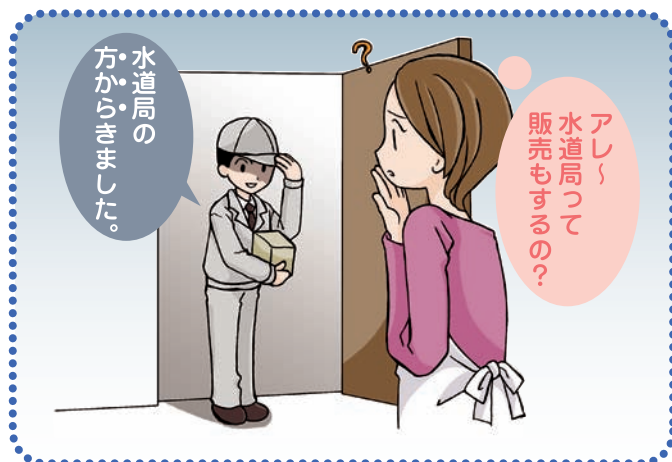
なお、受水槽の清掃を行った場合は、清掃完了証明書を和歌山市水道料金センター(TEL073-435-1298)に提出していただければ、受水槽の容量を計量水量から差し引きます。

- ① 定期的な水槽の清掃
- ② 水の汚染防止措置(フタは施錠を)
- ③ 年1回以上の定期的な水質の検査
- ④ 年1回以上の定期的な管理状況の検査

水道器具訪問販売、水質検査にご注意を!!

和歌山市水道局では、宅地内水道管の汚れの調査や洗浄、また浄水器の交換や販売、お客さまからの依頼のない水質検査等は行っておりません。

水道局職員や委託業者が訪問する場合は、証明書を常に携帯していますので、不審に思われた方は、提示を求めて確認してください。



お問い合わせ先

水道総務課
TEL073-435-1124

浄水発生土販売のご案内

和歌山市水道局では、浄水発生土の販売を行っています。

販売価格

1m³(約1.3t)当り 105円(税込)
但し、積込み・運搬費用等は購入者負担となります。

購入方法

六十谷第2浄水場(和歌山市六十谷108番地の2)にて、申込をいただき、手続きが終わりましたら、順次販売させていただきます。
※販売量に制限はありませんが、在庫状況によっては、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください。

浄水発生土とは

紀の川の水から水道水を作る浄水処理過程において発生する泥を濃縮・脱水したものです。



お問い合わせ先

六十谷第2浄水場
TEL073-461-0071
営業時間:平日8:30~17:15

「あなたのお宅は漏水していませんか?」

みなさんが毎日お使いになっている「水」は大切な資源です。また宅地内で漏水が発生しますと、お客様の負担も大きくなります。使用水量(料金)がいつもより多いときは宅地内のどこかで漏水しているかもしれませんので、月に一度は確認して下さい。漏水しているかどうかを調べるには、水道メーターを見て確認します。

- ① 宅内の蛇口をすべて閉め、水を使っていない状態にします。
- ② 水道メーターボックスのふたを開け、メーターのパイロットが回っていないかを確認します。
- ③ パイロットが少しでも回っている場合は漏水の可能性がります。

お問い合わせ先

和歌山市水道料金センター
TEL073-435-1298



和歌山市水道料金センター TEL 073-435-1298

○営業時間

平日 8:30~19:00 土曜日 8:30~17:00
休日/日曜、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

取扱業務

水道料金の納付について
水道の使用開始及び引越し等による使用中止 (※必ず4~5日前までにご連絡ください)
使用者の名義、給水装置の所有権等の変更
マンション等の使用戸数の変更
検針や水量についてのお問い合わせ
口座振替について
その他水道料金に関するお問い合わせ

※点字による「使用水量のお知らせ」を郵送できますので、ご希望の方はお申し込みください。



和歌山市役所西側 ワイチビル1F

水道料金

■水道料金表(2か月分)

料金区分 口径	基本料金	従量料金(1㎡につき)					
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
13mm	1,470円	1m ² ~20m ²	21m ² ~40m ²	41m ² ~60m ²	61m ² ~100m ²	101m ² ~200m ²	201m ² 以上
20mm	2,100円	21円	147円	173円25銭	210円	262円50銭	346円50銭
25mm	2,940円	1m ² ~40m ² 147円		173円25銭	210円	262円50銭	346円50銭
40mm	7,350円	1m ² ~40m ² 147円		173円25銭	210円	262円50銭	346円50銭
50mm	13,860円	1m ² ~40m ² 147円		173円25銭	210円	262円50銭	346円50銭
75mm	28,140円	1m ² ~40m ² 147円		173円25銭	210円	262円50銭	346円50銭
100mm	44,940円	1m ² ~40m ² 147円		173円25銭	210円	262円50銭	346円50銭

※複数戸数の料金計算……13mm口径適用
※水道料金表には消費税及び地方消費税を含みます。

水道料金の計算例

メーター口径13mmで2か月間に50㎡使用した場合。



173円25銭 × 10(㎡) = 1,732円50銭

147円 × 20(㎡) = 2,940円

21円 × 20(㎡) = 420円

+

基本料金 1,470円

||

6,562円(円未満は切り捨て)

※下水道使用料については、下水道普及課(TEL073-435-1246)へご連絡ください。

水道料金のお支払いは 口座振替が便利です!

(料金が自動的に支払われるので、お忙しい方などにとっては手間や時間がかからず「便利で確実」な口座振替をご利用ください。)



お申込みは 使用水量のお知らせまたは領収書(お客様番号がわかるもの)・通帳・通帳印をご持参の上、各取引金融機関(和歌山市内に本支店のある銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、農協、漁協、近畿労働金庫、郵便局)の窓口でお申し込みください。

●その他水道に関する各種お問い合わせ先●

取扱業務	TEL	担当
漏水、濁り水、出水不良、修繕について	073-435-1131	維持管理課
水道局指定の給水業者について	073-435-1128	給水課
水質に関する質問について	073-471-6950	水質試験課
その他のお問い合わせ	073-435-1124	水道総務課
土日祝日・夜間の緊急連絡先	073-432-0038	水道局(守衛室)

●和歌山市水道局のホームページもぜひご覧ください。
<http://www.wakayamashi-suido.jp/>

和歌山市水道局

検索